

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和6年10月11日
担 当 課	区画整理課

契約業者名・住所	東急建設株式会社 千葉支店 千葉市中央区新町18番地10
工事等の名称	馬橋根木内線(幸谷)道路築造工事に伴う附帯工事（その3）
工事等の場所	松戸市新松戸東地先他
種 別	土木一式
工事等期間	令和6年10月12日から令和7年3月31日まで
契約金額	207,556,800円
工事等の概要	附帯工事 一式
随意契約の理由	本工事は、松戸都市計画道路3・4・18号馬橋根木内線の整備に伴い、現地状況等により必要となった、附帯施設や電気設備等の整備を実施するものです。 これらは、先に契約している「馬橋根木内線(幸谷)道路築造工事」の施工箇所内での工事であり、工程のうえでも密接な関係にあることから、同一業者による円滑な施工により、工事期間の短縮及び経費の削減を図ることができます。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約を採用するものです。